燕市食生活改善推進委員協議会から優良会員に3人、創立40周年記念功労者に4人が表彰を受けました

6月19日㈫、新潟県自治会館で第27回「食生活改善のつどい」が開催されました。席上、栄養改善普及や地区活動などに10年以上従事し、特に顕著な功績があり、今後とも継続的な活動が期待できる個人と県協議会の創立40周年を記念して協議会会員暦25年以上で食生活改善に顕著な功績のあった個人が表彰されました。

新潟県食生活改善推進委員協議会長表彰は次の皆さんです。

【優良会員】 河合ミチさん（燕分会）／三浦ミヨさん（分水分会）／本間文子さん（吉田分会）

【創立40周年記念功労者】 片岡ヨシイさん、竹野千恵子さん、長谷川レイさん（燕分会）／堀内スミ子さん（分水分会）

問い合わせ

●吉田庁舎
〒959-0295
燕市吉田日之出町1番1号
☎0256-92-2111
FAX 0256-93-3210
●燕庁舎
〒959-1295
燕市白山町2丁目7番27号
☎0256-63-4131
FAX 0256-63-9845
●分水庁舎
〒959-0195
燕市分水桜町3丁目3番1号
☎0256-97-2111
FAX 0256-97-2115

善意をありがとう

●**堀哲弘さん**（横浜市）
青銅製花瓶ほか4点
●**青山澄夫さん**（杣木）
科学のアルバム（図鑑）73巻
●**㈱北越銀行**
小中学校図書購入に330万円
●**塚原新一さん**（吉田鴻巣）
教育関係に10万円
●**燕市民謡同志会**
社会福祉に5万円
●**舘野地蔵尊保存会**
老人福祉に9万5,125円

市内で購入したチャイルドシートの購入費を一部補助します

市ではチャイルドシートを購入した人に購入費の一部を補助しています。

●補助する額

チャイルドシート購入費の10分の4の額(100円未満切り捨て)。ただし、次に掲げる限度内において、1対象児につき3万円までとなります。
◎乳児用・幼児用・児童用シートについては、それぞれ1個につき1万円
◎乳児から幼児、幼児から児童まで使用可能なチャイルドシートについては、1個につき2万円
◎乳児から児童まで通して使用可能なチャイルドシートについては、1個につき3万円

●補助の対象となる人

この補助金を申請できるのは、燕市内に住所のある人で、燕市内に住所のある乳児から6歳未満の児童（対象児）のために、チャイルドシートを購入した人です。

●補助の対象となるチャイルドシート

燕市内の事業所および店舗から購入したもので、道路運送車両法の保安基準に適合するものが対象になります。

●保安基準に適合するものとは

次の(1)から(3)のマークがついている製品です。
(1)国土交通省型式指定認定マーク…運輸大臣が型式指定（認定）したもの
(2)ヨーロッパ統一安全基準合格品…ECE規則R44に適合しているもの
(3)アメリカ自動車安全基準合格品…アメリカ安全基準（FMVSS）№213に適合しているもの

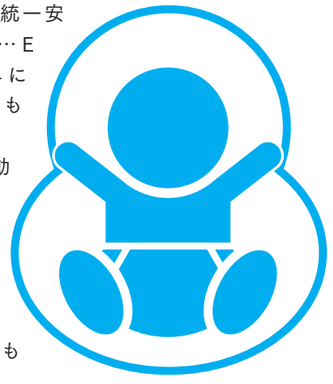

●補助金の申請方法

①領収書、②取扱説明書、③品質保証書、④印鑑（シャチハタ以外の認印）、⑤申請者の通帳をお持ちのうえ、生活環境課または吉田・分水各サービスセンターへ申請してください。なお、①は原本を提出、②と③は写しでかまいません。

●問い合わせ

生活環境課交通係（燕庁舎）内線249
吉田サービスセンター建設・農政・環境係（吉田庁舎）内線272
分水サービスセンター総務・環境係（分水庁舎）内線204

障がいのある人に関する各種手当のご案内

障がいのある人に関する各種手当制度です。いずれの制度も申請が必要となります。詳しくは、福祉課障がい福祉係（燕庁舎・内線134）へお問い合わせください。

事業名	事業概要	対象者
在宅重度心身障がい児者等介護手当支給事業	重度心身障がい児者等を在宅で介護している人に対して介護手当を支給し、介護人の精神的及び経済的な負担の軽減をすることにより、重度心身障がい児者等の福祉の増進を図ります。 ・支給額 障がい児者が通所・通学している場合 月額10,000円 障がい児者が常時在宅している場合 月額20,000円 ※入院などにより介護した日が20日に満たない月は支給停止	下記①または②に該当する人と同居し常時介護している人 ①65歳未満の在宅障がい児者で、身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A、および精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ②65歳未満の特定疾患者で介護保険の給付対象とならない人
特別障がい者手当	精神または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に対して手当を支給することにより、障がい者の福祉の増進を図ります。 ・支給額　月額26,440円	20歳以上の在宅の人で ・身体障がい者手帳1級または2級と同程度以上の障がいが重複している人 ・身体障がい者手帳1級または2級と同程度以上の障がいと重度の精神障がい（知的障がい）が重複している人 ・重度の身体障がいや精神障がい（知的障がい）があり、長期にわたり絶対安静であったり常に特別な介護が必要な人 ※基本的には手当用診断書の提出が必要となります。また、所得制限に該当する場合は手当が支給されません。
障がい児福祉手当	精神または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする児童に対して手当を支給することにより、障がい児の福祉の増進を図ります。 ・支給額　月額14,380円	20歳未満の在宅の人で ・身体障がい者手帳1級または2級と同程度の障がいがある人 ・重度の精神障がい（知的障がい）がある人 ※基本的には手当用診断書の提出が必要となります。また、所得制限に該当する場合は手当が支給されません。
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいを有する児童を監護する父または母に対して手当を支給することにより、障がい児の福祉の増進を図ります。 ・支給額 1級　月額50,750円 2級　月額33,800円	精神または身体に政令で定める程度の障がいがある20歳未満の児童を監護する父または母 ※基本的には手当用診断書の提出が必要となります。また、所得制限に該当する場合は手当が支給されません。 ※対象児童が障がいを事由とする公的年金を受給できる場合や施設に入所している場合は受給できません。
在宅重度重複障がい者介護見舞金	施設に入所することが困難な在宅重度重複障がい者を常時介護する保護者に対して介護見舞金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、障がい者の福祉向上に資することを目的とします。 ・支給額 月額20,000円	次の全てに該当する人を在宅介護している保護者 ①療育手帳Aの交付を受けている人 ②身体障がい者手帳を受けている人で、次の障がい区分ごとの障がいが2つ以上合併している人 ・視覚障がい1・2級 ・聴覚障がい2級 ・肢体不自由1・2級 ・内部障がい1級 ※所得制限に該当する場合は手当が支給されません。